

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

一 道路の種類 県道 埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣
二 路線名 加藤平沼線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市栄町一五四一一番二地先から 同市栄町一五三七番二地先まで 同市栄町一五三七番一地先まで	吉川市栄町一五四一一番二地先から 同市栄町一五三七番二地先まで	区間
一一・六四〇 一三・二〇	一一・五二〇 一一・六四	敷地の幅員 (メートル)
三三・一〇	三三・一〇	延長 (メートル)
		備考